

保護者様

豊橋市教育委員会  
教育長 原田 奎一

## 「ラーニングの日」取得に伴う学校給食の停止に係る届出期日の変更について（お知らせ）

日頃より、本市の教育活動の推進に、ご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。  
 本市では令和5年9月より、「ラーニングの日」が開始され、間もなく2年が経過します。  
 現在、「ラーニングの日」取得の5授業日前までに保護者様より学校へ連絡がある場合は、学校給食を停止できるものとしています。  
 しかし、これに伴う課題が多くあることから、「ラーニングの日」取得に伴う学校給食の停止に係る届出期日について、下記のとおり変更いたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

## 記

## 1 変更時期について

令和7年9月の「ラーニングの日」取得分から

## 2 変更内容について

「ラーニングの日」取得に伴う学校給食の停止に係る届出期日の変更

変更後（4月）	保護者→学校	「ラーニングの日」取得の <u>10授業日前</u> まで
変更後（4月以外）	保護者→学校	「ラーニングの日」取得の <u>前月15日</u> まで
変更前	保護者→学校	「ラーニングの日」取得の <u>5授業日前</u> まで

例	「ラーニングの日」取得日	届出期日	考え方
	令和8年4月27日（月）	令和8年4月13日（月）	10授業日前まで
	令和7年9月22日（月）	令和7年8月15日（金）	前月15日まで

## 3 その他

- 今回の変更は、「学校給食が停止できる」期日のみです。この期日を過ぎても「ラーニングの日」は取得できますが、学校給食は停止できません。